

ドイツ
商標規則

2018年12月12日改正

目次

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

第3条 出願の内容

第4条 団体標章の出願

第5条 出願人及び代理人を特定する明細

第6条 商標の種類に関する明細

第6a条 商標の説明

第7条 文字標章

第8条 図形標章

第9条 立体標章

第10条 トレーサー・マーク

第10a条 色彩標章

第11条 音響標章

第12条 その他の種類の商標

第13条 ひな形及び見本

第15条 外国語による出願，非ラテン文字による表示

第16条 外国語による書類

第17条 本国において登録された商標への言及

第18条 使用により識別性を取得した商標の先順位決定のための決定的日付の延期

第2章 商品及びサービスの分類

第19条 分類

第20条 商品及びサービスの一覧

第21条 分類に関する決定

第22条 分類の改正

第3章 出願公告

第23条 出願公告

第3部 登録簿，証明書，公告

- 第 24 条 登録簿の設置場所及び形態
- 第 25 条 登録簿の登録内容
- 第 26 条 証明書
- 第 27 条 登録簿への登録に関する公告

第 4 部 個別手続

第 1 章 異議申立手続

- 第 29 条 異議申立の様式
- 第 30 条 異議申立の内容
- 第 31 条 複数の異議申立についての共同決定
- 第 32 条 停止

第 2 章 出願及び登録の一部移転，分割

- 第 33 条 登録商標の一部移転
- 第 34 条 権利の移転，対物的権利，破産手続及び出願に関する強制執行措置
- 第 35 条 出願の分割
- 第 36 条 登録の分割

第 3 章 更新

- 第 37 条 手数料の納付による更新
- 第 38 条 一部更新の請求

第 4 章 放棄

- 第 39 条 放棄
- 第 40 条 第三者の合意

第 5 章 取消

- 第 41 条 取消事由による取消
- 第 42 条 絶対的拒絶理由による取消

第 5 部 国際登録

- 第 43 条 マドリッド協定に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 44 条 マドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 45 条 マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信
- 第 46 条 保護の拒絶

第 6 部 理事会規則(EU)No. 1151/2012 に基づく手続

第 1 章 登録手続

- 第 47 条 登録出願
- 第 48 条 出願公告
- 第 49 条 国内での異議申立

第 2 章 商標法第 131 条に基づく異議申立手続

- 第 50 条 異議申立
- 第 51 条 異議申立手続

第 3 章 明細書の補正, 取消, ファイルの閲覧

- 第 52 条 明細書の補正
- 第 53 条 取消請求
- 第 54 条 ファイルの閲覧

第 7 部 最終規定

- 第 56 条 本規則の施行時の経過規定
- 第 57 条 今後の改正についての経過規定
- 第 58 条 施行, 廃止

第1部 適用範囲

第1条 商標に関する手続

(1) 商標法に準拠し、ドイツ特許商標庁に対してする手続(商標事項)については、商標法及びドイツ特許商標庁に関する規則の規定に加え、本規則の規定が適用される。

(2) 本規則にいうドイツ工業規格(DIN)は、ベルリン及びケルンに所在のボイト出版有限責任会社により刊行され、ドイツ特許商標庁の保管庫において安全確実に保管されている。

第2部 登録までの手続

第1章 出願

第2条 出願の様式

(1) 出願は書面により又は電子的に提出することができる。書面による出願については、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用しなければならない。電子出願については、現行版である2013年11月1日のドイツ特許商標庁における電子的法取引に関する規則が適用される。

(2) 各商標について、個別の出願が必要とされる。

第3条 出願の内容

(1) 出願は、次の事項を含んでいなければならない。

1. 出願人及び該当する場合は、第5条に基づく代理人を特定する明細
2. 第6条に基づく商標の種類を表示、第7条から第12条までに基づく商標の表示、また第6a条(2)にいう場合においては商標の説明、及び
3. 登録を受けようとする商標の対象である第20条に基づく商品及びサービスの一覧

(2) 出願について、

1. 先の外国出願の優先権を主張する場合は、その出願の出願日及び国名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。
2. 博覧会に係る優先権を主張する場合は、最初の展示日及びその博覧会名を記載し、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第4条 団体標章の出願

団体標章としての登録を請求する場合は、その旨の宣言書を提出しなければならない。

第5条 出願人及びその代理人に関する情報

(1) 出願は、出願人に関する次の情報を含んでいなければならない。

1. 出願人が自然人である場合は、姓名又は出願人の会社名で登録がなされるときには商業登記簿に登録されている会社名及び自宅又は事業所の住所(街路、家屋番号、郵便番号、都市名)
2. 出願人が法人又はパートナーシップである場合は、
 - (a) 名称又は会社名、法的形態及び法人又はパートナーシップの登記事務所の住所(街路、家屋番号、郵便番号、都市名)。法的形態の表示は通常の方法で省略できる。法人又はパートナーシップが登録簿に登録されているときは、その情報は登録簿の登録と対応しなければならない。
 - (b) 民法に基づくパートナーシップの場合には、追加的に、会社を代表する権限を与えられた少なくとも1のパートナーの名称及び住所(街路、家屋番号、郵便番号、都市名)。
出願人が外国に居所又は登記事務所を有する場合、第1文に従う住所を表示するときには地名に加え国名も表示しなければならない。出願人が居住し又は登録している郡、省又は州又は裁判管轄権に関する追加情報は任意の記載事項である。

(2) 出願において、出願人の住所と異なる郵便宛先、私書箱宛先、電話番号、ファックス番

号及び電子メールアドレスも提供することができる。

(3) 出願が複数の者又はパートナーシップにより提出される場合は、提出する者又はパートナーシップのすべてに(1)及び(2)が適用される。

(4) 代理人が選任されているときは、その代理人についての情報に関して(1)及び(2)が適用される。ドイツ特許商標庁がその代理人に包括委任状番号を割り当てているときは、この番号も表示しなければならない。

第6条 商標の種類に関する明細

出願書類には、商標について、次のものの何れとして登録簿への登録を求めののかを表示しなければならない。

1. 文字標章(第7条)
2. 図形標章(第8条)
3. 立体標章(第9条)
4. トレーサー・マーク(第10条)
5. 色彩標章(第10a条)
6. 音響標章(第11条)
7. その他の種類の商標(第12条)

第6a条 商標の説明

(1) 第7条の意味における文字標章を除くすべての商標の種類については、商標出願とともに説明を提出して、その商標の平面図形表示を説明することができる。

(2) 商標の対象が平面図形表示のみでは十分に表示できないときは、商標の説明を商標出願とともに提出しなければならない。これは、第12条に従うその他の種類の商標に特に適用される。

(3) 商標の説明は、最大100語を含むことができ、かつ、21 x 29.7センチメートル(DIN-A4)の書式の個別の用紙で提出しなければならない。それは連続テキストからならなければならない。かつ、如何なる図形又はデザイン要素も含んではならない。商標の説明は、客観的にその商標の対象を特定しなければならない。

第7条 文字標章

出願人が商標をドイツ特許商標庁で使用されている通常の手書体で登録されるべき旨を表示しているときは、その商標は願書において普通字体(文字、数字又はその他の記号)により複製されていなければならない。ドイツ特許商標庁で一般的に使用される字体のリストは、ウェブサイト www.dpma.de で入手できる。

第8条 図形標章

(1) 出願人が商標を文字-図形標章又は図形標章として登録されるべき旨を表示しているときは、願書にその商標の平面図形表示を付さなければならない。商標が白黒で登録されるべきときは、図形表示を白黒で提出しなければならない。商標が色彩付で登録されるべきときは、図形表示を色彩付で提出しなければならない。かつ、願書においてその色彩を特定しなければならない。

(2) 商標の表示は、耐久性のある方法で紙面に複製されたものでなければならず、また(高さ及び幅について)8センチメートルの寸法に縮小した場合でも、白黒で複製した場合でも、商標の要素をすべての明細において明白に示すような色彩及び形状のものでなければならない。表示には糊付してはならず、かつ、当該表示は消し跡がなく、かつ、耐久性のある色彩でなければならない。

(3) 商標の表示には、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用し、商標の表示を印刷又は糊付しなければならない。商標の表示は、幅8センチメートル又は高さ8センチメートル以上でなければならない。商標の表示のために用意した空白は、商標の表示及び(5)にいう表示のみを含むことができる。その他の説明文、説明ラベル、記号又は寸法は、商標の表示のための空白に含めることはできない。

(4) (3)に概説された様式を商標の表示に使用しない場合は、21 x 29.7センチメートル(DIN-A4)の書式の用紙を使用しなければならない。表示に使用する領域(印刷スペース)は26.2 x 17センチメートル以下、かつ、幅8センチメートル又は高さ8センチメートル以上でなければならない。用紙は片面にのみ印刷できる。少なくとも2.5センチメートルの余白を各用紙の上部及び左側の余白に保持しなければならない。

(5) 商標の正しい表示位置については、それが自明でない限り、各表示について形象の上に「上」という語を加え、その間に十分な空白を残して示さなければならない。

(6) 商標の表示は、(2)から(5)までの要件に代わる手段としてデータ記録媒体で提出できる。データ記録媒体は読取可能でなければならず、かつ、ウイルス又は他の有害なプログラムを含んではならない。データ記録媒体がこれらの要件を満たさない場合、表示は提出されなかったものとみなされる。ドイツ特許商標庁で読取可能なデータ記録媒体のフォーマットの一覧は、ウェブサイト www.dpma.de で入手できる。表示は、空のデータ記録媒体のルートディレクトリにファイルとして格納されるべきである。

1. イメージ・フォーマットとしては、次のものが受理される。

イメージ・フォーマット		JPEG (*.jpg)
解像度	横書きフォーマット - 幅	最小 945 pixels, 最大 1890 pixels
	縦書きフォーマット - 高さ	最小 945 pixels, 最大 1890 pixels
色空間		sRGB
色深度	カラー	24 bpp
	白黒	8 bpp
	グレイ・スケール	8 bpp

ファイルは、そのサイズが1MBを超えてはならない。ドイツ特許商標庁はパックされた及び圧縮されたファイルは処理しない。

2. データ記憶媒体の表面には、次の明細を(印刷又はブロック体大文字で)表示しなければならない。

- a) 出願人の名称
- b) 可能な場合には、その標章
- c) 代理人が選任されている場合は、その代理人

- d) 連絡用の明細(住所, 電話番号, 電子メールアドレス)
- e) 出願人又はその代理人に関して内部参照番号がある場合は, その番号
- f) データ記憶媒体がその一部となっている商標出願の出願日

マーキングはデータ記憶媒体の読取可能性を害するものであってはならない。ドイツ特許商標庁は, ラベルが貼られたデータ記憶媒体を処理しない。

(7) 紙面及び(6)の要件を満たすデータ記録媒体で商標の表示が同時に提出された場合, 原則としてデータ記録媒体による商標の表示を, 保護の対象として関係する商標の表示とする。

第9条 立体標章

(1) 出願人が商標を立体標章として登録されるべき旨を表示しているときは, 願書にその商標の平面図形表示を付さなければならない。商標が白黒で登録されるべきときは, 図形表示を白黒で提出しなければならない。商標が色彩付で登録されるべきときは, 図形表示を色彩付で提出しなければならない。かつ, その色彩を願書において特定しなければならない。

(2) 表示は最大6面図まで含むことができ, また, 第8条(3)又は(4)の書式に従って1の用紙で提出しなければならない。あるいは, 商標の表示をデータ記録媒体で提出するときは, すべての面図が1のイメージ・ファイルに表示されていなければならない。

(3) 商標が輪郭を図示する図面によって表示される場合は, 均一な黒色かつ滲みのない明瞭な線で作成されていなければならない。それには, 立体的細部を示すためにハッチング及び陰影を付すことができる。

(4) 表示の形式については, 第8条(2)から(5)までが適用される。商標の表示がデータ記憶媒体によって追加して提出される場合は, すべての面図は1のイメージ・ファイルにおいて表示されなければならない。

第10条 トレーサー・マーク

出願人が商標をトレーサー・マークとして登録しようとするときは, 第9条(1)から(4)までが適用される。

第10a条 色彩標章

(1) 出願人が商標を色彩標章として登録されるべき旨を表示しているときは, 単一色の色彩標章についての出願に色見本を付さなければならない。色彩は, 国際的に認められている色分類体系の番号で指定しなければならない。

(2) 複数の色彩からなる色彩標章の場合, (1)に基づく要件に加えて, 出願は, 当該色彩が固定的及び一貫性のある方法で関連付けられている体系を含んでいなければならない。

(3) 第8条(2)から(7)までは色見本の表示の様式に適用される。

第11条 音響標章

(1) 出願人が商標を音響標章として登録しようとするときは, 商標の平面図形表示を出願書類に添付しなければならない。

(2) 音響標章は, 通常の楽譜で表示しなければならない。当該表示の形式については, 第8条(2)から(4)までが適用される。

(3) 出願人は、商標の音響表示をデータ記憶媒体で提出しなければならない。個々の音響標章に関しては、1のデータ記憶媒体のみを提出しなければならない。

(4) 次の基準が、(3)に従って提出されるデータ記憶媒体に適用される。

1. 音響表示は、空のデータ記憶媒体のルートディレクトリーに記憶されなければならない。容認されるファイル・フォーマットはWAVEフォーマット(*.wav)及びMP3フォーマット(*.MP3)である。最低サンプリング周波数は44.1 kHz, 最小分解能は16ビットとしなければならない。パックされた及び圧縮されたファイルは処理されない。

2. その他の点に関しては、第8条(6)第2文から第4文まで及び第5条(2)が適用される。

第12条 その他の形態の商標

(1) 出願人が商標を他の形態の商標として登録されるべき旨を表示しているときは、願書にその商標の平面図形表示を付さなければならない。商標が白黒で登録されるべきときは、図形表示を白黒で提出しなければならない。商標が色彩付で登録されるべきときは、図形表示を色彩付で提出しなければならない。かつ、その色彩を願書において特定しなければならない。

(2) 表示の形式に関しては、第8条から第11条までが適用される。

第13条 ひな形及び見本

商標が付されている製品のひな形若しくは見本又は第9条、第10条及び第12条の場合は商標自体のひな形若しくは見本は、出願書類に添付してはならない。第11条(3)は、影響を受けない。

第15条 外国語による出願、非ラテン文字による表示

(1) 外国語で提出された出願は、ドイツ商標法第32条(2)の要件を満たすことを条件として、ドイツ商標法第33条(1)に基づく出願日が付与される。

(2) 商標の表示が非ラテン文字を含んでいるときは、非ラテン商標テキストのドイツ語翻訳文、翻字及び音訳を含めなければならない。ドイツ特許商標庁は合理的な期限を設定して、出願人が翻訳文、翻字及び音訳を弁護士若しくは特許弁護士に認証させ又は公的に選任された翻訳者に作成させることを要求できる。

(3) (2)に拘らず、他の外国語による出願の内容、特に商品及びサービスの一覧についてのドイツ語翻訳文を、出願の受領日の3月以内にドイツ特許商標庁へ提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は合理的な期限を設定して、出願人が翻訳文を弁護士若しくは特許弁護士に認証させ又は公的に選任された翻訳者に作成させることを要求できる。

(4) (3)第1文にいう翻訳文が期限内に提出されないときは、その出願は取り下げられたものとみなされる。(2)第2文又は(3)第2文にいう翻訳文、翻字及び音訳が期限内に提出されないときは、その出願は拒絶される。

(5) 出願の審査及びドイツ特許商標庁に対するその他すべての手続は、ドイツ語翻訳文を基礎としなければならない。

第16条 外国語の書類

(1) 外国語の書類のドイツ語翻訳文は、弁護士若しくは特許弁護士により認証又は公的に選

任された翻訳者により作成されなければならない。

(2) 外国語による優先権書類のドイツ語翻訳文及び先の出願の写し(ドイツ商標法第 34 条

(3)第 2 文)をドイツ特許商標庁の要求があったときにのみ提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、提出に対する合理的な期限を設定しなければならない。

(3) 他の書類のドイツ語翻訳文は、

1. 出願書類の部分をなさず、かつ

2. 英語、フランス語、イタリア語又はスペイン語で提出されたものは、

ドイツ特許商標庁の要求があったときのみ提出しなければならない。ドイツ特許商標庁は、提出に対する合理的な期限を設定しなければならない。

(4) 出願書類の部分をなさない他の書類が(3)2.に記載された言語以外の言語で提出されたときは、その書類の受領後 1 月以内にドイツ語への翻訳文を提出しなければならない。

(5) (2)から(4)までにいう翻訳文が期限後に提出されたときは、外国語の書類は翻訳文の受領時に受領されたものとみなされる。翻訳文が提出されなかったときは、外国語の書類は受領されなかったものとみなされる。

第 17 条 本国において登録された商標への言及

(1) 出願人がパリ条約第 6 条の 5 に基づいて本国での登録商標へ言及する場合は、出願後においても、この旨の宣言書を提出することができる。

(2) 出願人は、所轄当局が発行した、本国における登録に関する証明書を提出しなければならない。

第 18 条 使用により識別性を取得した商標の先順位決定のための決定的日付の延期

審査中に、商標法第 37 条(2)の意味における先順位決定のための決定的日付の延期の要件が満たされていると認められたときは、ドイツ特許商標庁は、出願人にその旨を通知しなければならない。先順位決定の決定的日付は、出願ファイルに記載される。その他の点に関しては、商標法第 33 条(1)の意味における出願日は影響を受けない。

第 2 章 商品及びサービスの分類

第 19 条 分類

商品及びサービスの分類は、分類の現行版及び商品及びサービスのアルファベット順一覧により決定される。

第 20 条 商品及びサービスの一覧

(1) 商品及びサービスは、個々の商品又はサービスを所定の分類(第 19 条(1))の類に分類できるように指定しなければならない。

(2) 可能な範囲において、かつ、説明の必要がない限り、分類の指定及び第 19 条にいうアルファベット順一覧の用語を使用しなければならない。その他については、取引で一般に使用されている用語を可能な限り使用しなければならない。

(3) 商品及びサービスは、当該分類の順序に従う類により配列しなければならない。

(4) 商品及びサービスの一覧はフォントサイズ 11、行間 1.5 行としなければならない。

第 21 条 分類に関する決定

(1) 出願における商品及びサービスが正確に分類されていないときは、ドイツ特許商標庁は分類に関して決定する。

(2) 出願の焦点となる分類の類は、ドイツ特許商標庁が主たる類として選択する。その限りにおいて、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類には拘束されない。手数料納付に関しては、ドイツ特許商標庁は、出願人により表示された主たる類を参酌する。

第 22 条 分類の改正

(1) 商品及びサービスの分類が、商標の出願日から保護期間の満了までの間に改正された場合は、当該分類は、商標の所有者の請求によって、いつでも変更できる。当該分類は、遅くとも商標の保護期間の更新時には職権で変更される。

(2) 2004 年 6 月 1 日前に出願され、その商品及びサービスが類に従って分類されていない商標の場合、ドイツ特許商標庁は職権でその商品及びサービスを類に従って分類することができる。

第 3 章 出願公告

第 23 条 出願公告

(1) 商標の出願公告には、次の情報を含めなければならない。

1. 出願番号
2. 出願の受領日
3. 商標に関する明細
4. 出願人が主張している外国優先権(商標法第 34 条)、博覧会優先権(商標法第 35 条)に関する又は欧州連合商標に関する 2009 年 2 月 26 日の規則(EU)No. 207/2009((EU)2015/2424 にて改正)第 35 条に基づいて主張されている先順位に関する明細
5. 出願人の名称及び該当する場合は法人名並びに居所又は登録済拠点
6. 代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び居所又は本拠
7. 受取人詳細と送達宛先、及び
8. 商品及びサービス一覧の主たる類及びもしあればその他の類

(2) 出願された商標が登録簿に記録されない場合は、公告は追加的に次の情報を含む。

1. 出願された商標の全部又は一部についての拒絶の場合は、拒絶理由、拒絶の対象である商品及びサービス並びにその類(クラス)を指定した個々の表示
2. 商標出願の全部又は一部の取下げの場合は、その取下げに係る商品及びサービス並びにその類を指定した個々の表示
3. 出願が、手数料(特許費用法第 6 条(2))の不納又は出願日の付与を受けるための最低要件(商標法第 36 条(1)1.に関連する、第 36 条(2)第 1 文、第 33 条(1))を満たさなかったことを事由として取り下げられたとみなされる場合には、その旨の表示
4. 非公開の多数出願の場合は、その旨の表示

(3) 公告は電子形態で行うこともできる。

第3部 登録簿，証明書，公告

第24条 登録簿の設置場所及び形態

- (1) 登録簿は，ドイツ特許商標庁において維持管理しなければならない。
- (2) 1999年8月1日以降，登録簿は，電子データベースの形態で保管されている。

第25条 登録簿の登録内容

次の事項については，登録簿に登録しなければならない。

1. 商標の登録番号
2. 出願番号が登録番号と同一でないときは，出願番号
3. 商標の表示
4. 商標の種類を表示
5. 色彩付で登録される商標については，この旨の表示及び色彩の特定
6. 該当する場合は当該商標の説明
7. 商標が使用により識別性を取得したことを立証することにより登録された商標(商標法第8条(3))については，この旨の表示
8. パリ条約第6条の5に基づいて本国における商標登録を基礎として登録された商標については，この旨の表示
9. 該当する場合は，商標が団体標章である旨の表示
10. 欧州連合商標に関する規則(EU)No. 207/2009の第34条又は第35条に基づいて，出願商標又は登録商標について先順位が主張されている商標の場合は，個別の出願番号の表示及び当該商標の取消の場合は，取消事由を明記した陳述
11. 商標の出願日
12. 該当する場合は，商標法第37条(2)に基づいて先順位を決定する決定的な日
13. 商標所有者が主張する外国優先権(商標法第34条)に関する日付，国名及び出願番号
14. 商標所有者が主張する博覧会優先権(商標法第35条)に関する明細
15. 該当する場合は，商標所有者の法人名並びに居所又は登録拠点。民法典に基づくパートナーシップについては，代理人として行動する資格のある指定されたパートナーの名称及び居所
16. 代理人が選任されているときは，当該代理人の名称及び本拠
17. 受取人詳細と送達宛先
18. 主たる類及びその他のグループ分けされた類を表示した商品及びサービスの一覧
19. 登録簿への登録日
20. 登録についての公告日
21. 異議申立期間の満了後に商標登録に対する異議申立がなかったときは，この旨の表示
22. 異議申立がされたときは，
 - a) この旨の表示
 - b) 異議申立手続の終結日
 - c) 商標が全体において取り消されたときは，この旨の表示
 - d) 商標が一部において取り消されたときは，当該取消に係わる商品及びサービス
23. 保護期間の更新

24. 第三者が登録商標の取消請求をしたか又は取消訴訟を提起した場合は、
 - a) 商標法第 50 条に従う取消請求のときは、この旨の表示
 - b) 商標法第 50 条に従う取消手続についての結論
 - c) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、この旨の表示
 - d) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び当該取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示
25. 取消手続が職権により行われた場合において、
 - a) 商標が全体において取り消されたときは、取消理由を記載し、その旨の表示
 - b) 商標が一部において取り消されたときは、取消理由及び取消に係わる商品及びサービスを記載し、この旨の表示
26. 商標が、商標所有者の対応する宣言、特に商標の一部更新又は一部取消により、全体又は一部において取り消される場合は、取消理由を明記し、この旨の表示及び商標の一部が取り消されたときは、その取消が実行された後の関係商品及びサービスの一覧
27. 商標法第 44 条に基づく登録付与を求める訴訟についての明細がドイツ特許商標庁に通知されているときは、これらの明細
28. 分割宣言の受領日
29. 親登録に関しては、分割宣言に基づく分割登録の登録番号への言及
30. 分割宣言に基づく分割登録に関しては、この旨の表示及び親登録の登録番号
31. 国際登録の日付及び番号(商標法第 110 条及び第 122 条(2))
32. 商標の譲渡並びに権原の承継人及び該当するときは、15、16 及び 17 に従うその代理人に関する明細
33. 商品及びサービスの一部に係わる商標の譲渡の場合は、追加として、29 及び 30 に記載された明細
34. 対物的権利(商標法第 29 条)に関する明細
35. 強制執行措置(商標法第 29 条(1)2)及び商標の破産手続への関与(商標法第 29 条(3))に関する明細
36. 15、16 及び 17 に記載した明細の補正
37. 登録簿における登録の訂正(商標法第 45 条(1))

第 26 条 証明書

ドイツ特許商標庁規則第 25 条(証明書類)に基づく商標登録を証明する書類に加え、商標所有者は、明示的に放棄した場合を除いて、登録簿における記載事項に関する証明書を受領する。

第 27 条 登録簿への登録に関する公告

- (1) 第 25 条に従う登録簿への登録は、ドイツ特許商標庁による定期的刊行物において公告される。
- (2) 当該公告は電子形態とすることができる。
- (3) 登録の公告は、第 25 条 31 にいう情報を除き、登録簿に登録されたすべての情報を含んでいなければならない。
- (4) 登録商標についての最初の公告には、異議申立(ドイツ商標法第 42 条)ができる注記を

付さなければならない。登録商標が最初の公告に重大な欠陥があることにより再公告されるときは、当該注記は繰り返される。当該注記は、第1文及び第2文に基づいて公告されるすべての商標に共通してなされる。

第4部 個別手続

第1章 異議申立手続

第29条 異議申立の様式

- (1) 異議申立は、商標登録に対する異議申立の根拠である各商標又は取引上の表示(先の標章)について、個別に行わなければならない。同一の異議申立人の複数の先の標章を根拠にしているときは、複数の異議申立を1の異議申立書に併合することができる。
- (2) 異議申立は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用しなければならない。

第30条 異議申立の内容

- (1) 異議申立は異議申立の対象とする標章及び先の標章並びに異議申立人の特定を可能とする情報を含んでいなければならない。先の標章が出願も、登録もされていない場合は、その標章を特定するために、その種類、表示、形態、関連する優先日、主題及び行使する標章権の所有者を表示しなければならない。
- (2) 異議申立は、下記の情報が(1)による特定をするために既に要求されている場合を除きその情報を含まなければならない。
 1. 登録に対する異議申立の対象とする商標の登録番号
 2. 登録されている先の商標の登録番号又は出願されている先の商標の出願番号
 3. 先の標章の表示及びその形態の名称
 4. 先の商標が国際登録されたものである場合は、当該先の商標の登録番号及び先の国際登録が1990年10月3日前にドイツ連邦共和国及びドイツ民主共和国における効力を有して登録されている場合は、異議申立が前記の国の何れの部分を根拠にしているかについての宣言
 5. 先の標章の所有者の名称及び住所
 6. 異議申立が、登録又は出願された商標を根拠としており、かつ、それが出願ファイルに出願人として記録されていない者又は登録簿に所有者として登録されていない者によって提出される場合は、異議申立人の名称及び住所並びに権利の移転を記録又は登録するための請求が提出された日
 7. 異議申立人が代理人を選任しているときは、代理人の名称及び宛先
 8. 登録に対する異議申立がされる商標の所有者の名称
 9. 異議申立が根拠とする商品及びサービス
 10. 異議申立の対象である商品及びサービス

第31条 複数の異議申立についての共同決定

- (1) 同一の異議申立人が提起する複数の異議申立については、適切な場合は、共同決定を行わなければならない。
- (2) (1)に規定する場合の他にも、複数の異議申立に関して共同決定を行うことができる。

第32条 停止

- (1) 商標法第43条(3)に規定する場合を除いて、ドイツ特許商標庁は、適切な場合は、異議申立手続を停止することができる。

(2) 停止は、特に異議申立が認められると推測され、かつ、異議申立が出願商標に基づいている場合又は先の商標に係わる取消手続がドイツ特許商標庁に係属している場合に、考慮される可能性がある。

第2章 出願及び登録の一部移転、分割

第33条 登録商標の一部移転

(1) 商標登録に基づく権利の移転が登録商品及びサービスの一部のみに影響する場合は、ドイツ特許商標庁規則第28条(権利移転の請求)に基づき、権利移転に係わる商品及びサービスを表示しなければならない。

(2) その他の点では、第36条(1)から(4)まで及び(6)が適用される。

第34条 権利の移転、対物的権利、破産手続及び出願に関する強制執行措置

(1) 権利の移転、対物的権利、差押措置又は破産手続は、出願のファイルに記載しなければならない。

(2) 権利の移転の場合は、登録時に商標所有者である者のみが登録簿に登録される。登録時に存在する対物的権利、その時に存在する強制執行措置又は登録時に係属している破産手続もまた、登録簿に登録される。

(3) 商標出願に基づく権利の移転が当該商標の出願対象になっている商品及びサービスの一部のみに影響する場合は、一部移転の請求書には、権利移転に係わる商品及びサービスを記載する。その他の点では、第35条(1)から(4)まで及び(6)が適用される。

第35条 出願の分割

(1) 出願商標は、商標法第40条(1)に基づいて、2以上の出願に分割することができる。分割された各部分については、個別の分割宣言を必要とする。当該分割宣言書は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 分割宣言書には、分割出願に含めるべき商品及びサービスを記載しなければならない。

(3) 残存する親出願の商品及びサービスの一覧と分割出願の商品及びサービスの一覧を合わせたものは、分割宣言が受領された時点での、原出願の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わる場合は、親出願及び分割出願の両方において、一般名称を使用し、かつ、当該一般名称は適切な追加情報によって、商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

(4) ドイツ特許商標庁は、原出願のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが、分割出願のファイルの構成要素となる。分割出願に対しては、新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは、親出願のファイルに含める。

(5) 出願人が原出願に関して選任した代理人は、分割出願についてもまた出願人の代理人とみなされる。新たな委任状の提出は必要としない。

(6) 原出願に関して提出された請求事項は、分割出願についてもなお引き続き適用される。

第 36 条 登録の分割

(1) 登録商標は、商標法第 46 条(1)に基づいて、2 以上の登録に分割することができる。分割される各部分については、個別の分割宣言書を提出しなければならない。当該分割宣言書は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 分割宣言書には、分割登録に含めるべき商品及びサービスを表示しなければならない。

(3) 残存する親登録の商品及びサービスの一覧と分割登録の商品及びサービスの一覧を合わせたものは、分割宣言書が受理された時点での、原登録の商品及びサービスの一覧と同一でなければならない。分割が一般名称に該当する商品及びサービスに係わる場合は、親登録及び分割登録の両方において、一般名称を使用し、かつ、当該一般名称は適切な追加情報によって商品及びサービスの一覧が重複しないような方法により限定されなければならない。

(4) ドイツ特許商標庁は、原登録のファイルの完全な写しを作成しなければならない。当該写しに分割宣言を合わせたものが、分割登録のファイルの構成要素となる。分割登録に対しては、新規のファイル番号が割り当てられる。当該分割宣言書の写しは、親登録のファイルに含める。

(5) 出願人が原登録に関して選任した代理人は、分割登録についても出願人の代理人とみなされる。新たな委任状の提出は必要としない。

(6) 原登録に関して提出された請求事項は、分割登録についてもなお引き続き適用される。

(7) 異議申立が、商標法第 46 条に基づいてなされた分割宣言の対象である商標登録に対してなされたときは、ドイツ特許商標庁は異議申立人に原登録の内の異議申立の対象である部分を示す宣言書を提出するよう勧告する。登録商標の所有者もまた自発的に、異議申立人の宣言書に対応する宣言書を提出することができる。当該宣言書が一切提出されない場合は、分割宣言は容認されないものとして拒絶される。

第 3 章 更新

第 37 条 手数料の納付による更新

商標法第 47 条(3)に基づいて更新手数料を納付するときは、登録番号及び商標所有者の名称並びに納付目的を表示しなければならない。

第 38 条 一部更新の請求

(1) 商標登録に係わる商品及びサービスの一部のみについて保護期間の更新を求めようとするときは、出願人はその旨の請求をしなければならない。

(2) 請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 保護期間の更新を求める商標の登録番号
2. 商標所有者の名称及び住所
3. 代理人が選任されているときは、当該代理人の名称及び住所
4. 保護期間の更新に係わる商品及びサービス

第 4 章 放棄

第 39 条 放棄

(1) 商標法第 48 条(1)に基づく商標の全部又は一部の取消抹消は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して行わなければならない。

(2) 請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 全部又は一部の抹消を求める商標の登録番号
2. 商標所有者の名称及び住所
3. 代理人が選任されている場合は、当該代理人の名称及び住所
4. 商標の一部について抹消を求めるときは、抹消を求める商品及びサービス又は抹消してはならない商品及びサービスの何れか一方

第 40 条 第三者の合意

商標法第 48 条(2)に基づいて必要とされている、登録簿に登録された商標に係る権利の所有者の同意に関しては、当該権利の所有者又はその代理人が署名した同意の宣言書を提出することをもって足りる。当該宣言書又は署名については、認証を必要としない。合意はまた他の方法によっても証明することができる。

第 5 章 取消

第 41 条 取消事由による取消

(1) 商標法第 53 条(1)に基づく取消事由による商標の取消請求は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 当該請求には、次の事項を記載しなければならない。

1. 取消を請求する商標の登録番号
2. 請求人の名称及び住所
3. 請求人が代理人を選任している場合は、当該代理人の名称及び住所
4. 商標の取消を商品及びサービスの一部のみについて請求する場合は、取消請求に係る商品及びサービス、又は取消請求に係わらない商品及びサービスの何れか一方
5. 商標法第 49 条に基づく取消事由

第 42 条 絶対的拒絶理由による取消

商標法第 54 条(1)に基づく絶対的拒絶理由による取消請求には、第 41 条が適用される。

第5部 国際登録

第43条 マドリッド協定に基づく国際登録の手続における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁の登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定第3条に基づく国際登録の手続における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第44条 マドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁に出願されている、又はその登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定議定書第3条に基づく国際登録の手続における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第45条 マドリッド協定及びマドリッド協定議定書に基づく国際登録の手続における請求その他の通信

ドイツ特許商標庁の登録簿に登録されている商標に関する、マドリッド協定第3条及びマドリッド協定議定書第3条に基づく国際登録の手続における請求その他の通信については、世界知的所有権機関が発行する公式様式を使用しなければならない。

第46条 保護の拒絶

(1) マドリッド協定第3条の3又はマドリッド協定議定書第3条の3に基づいてドイツ連邦共和国の領域へ保護が及んでいる国際登録に対し、その保護の全部又は一部が拒絶され、かつ、この拒絶が、国際登録の所有者への伝達のために世界知的所有権機関の国際事務局に通知されている場合は、最終的拒絶を回避するために、ドイツにおける代理人を選任するための期間は、世界知的所有権機関の国際事務局から拒絶通知が発送された日から4月とする。

(2) 国際登録の所有者がドイツにおける代理人を選任しなかったために保護の拒絶が確定した場合は、当該拒絶についての異論申立又は審判請求は、(1)に基づく期限後、更に1月以内に、ドイツ特許商標庁に対して行わなければならない。当該拒絶には、当該所有者の審判請求権についての指示を添付しなければならない。これには商標法第61条(2)が適用される。

第6部 理事会規則(EU)No. 1151/2012に基づく手続

第1章 登録手続

第47条 登録出願

(1) その時々適用可能な版における、農産物及び食料品に係る品質スキームに関する2012年11月21日の欧州議会及び理事会規則(EU)No. 1151/2012第49条に基づく地理的表示又は原産地名称についての登録出願は、ドイツ特許商標庁発行の様式を使用して提出しなければならない。

(2) 出願書類には、次の事項を記載しなければならない。

1. 出願人の名称及び住所
2. 出願人グループの法的形態、規模及び構成
3. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
4. 地理的表示又は原産地名称として保護を求める名称
5. 農産物又は食料品の種類
6. 所定の様式による、理事会規則(EU)No. 1151/2012の第7条(1)に基づく明細書

第48条 出願公告

(1) 商標公報(商標法第130条(4))における出願公告には、少なくとも次の事項を掲載しなければならない。

1. 出願人の名称及び住所
2. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
3. 地理的表示又は原産地名称として保護を求める名称
4. 農産物又は食料品の種類
5. 理事会規則(EU)No. 510/2006の第4条(2)に基づく明細書

(2) 出願公告は、理事会規則(EU)No. 1151/2012の第49条(3)に関連する商標法第130条(4)に基づく異議申立をすることができることに言及しなければならない。

第49条 国内での異議申立

(1) 理事会規則(EU)No. 1151/2012第49条(3)に関連する商標法第130条(4)に基づく異議申立は、ドイツ特許商標庁が発行した様式を使用して行わなければならない。

(2) 異議申立書は次の事項を記載しなければならない。

1. その登録を異議申立の対象とする地理的表示又は原産地名称
2. 異議申立人の名称及び住所
3. 代理人が選任されている場合は、その名称及び住所
4. 異議申立人の正当な権利を証明する事情
5. 異議申立の理由

第2章 商標法第131条に基づく政府間異議申立手続

第 50 条 異議申立

(1) 理事会規則(EU)No. 1151/2012 の第 51 条(1)第 2 文に関連する、商標法第 131 条に基づく異議申立は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 異議申立書は次の事項を記載しなければならない。

1. その登録に対して異議申立をする地理的表示又は原産地名称
2. 欧州連合の官報における公告に関する EU 番号及び日付
3. 異議申立人の名称及び住所
4. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
5. 異議申立人の正当な権利を証明する事情

(3) 異議申立の提出の 2 月以内に理由を陳述しなければならない。理事会規則

(EU)No. 1151/2012 の第 10 条(1)にいう異議申立の根拠とする理由を陳述しなければならない。

第 51 条 異議申立手続

異議申立期間の満了後直ちにドイツ特許商標庁は、異議申立書をそれに必要な書類とともに送付することにより受領した異議申立について、ドイツ連邦司法・消費者保護省に報告しなければならない。その後提出された異議申立理由は、遅滞なく転送される。

第 3 章 明細書の補正、取消、ファイルの閲覧

第 52 条 明細書の補正

(1) 理事会規則(EU)No. 510/2006 第 6 条による、明細書の補正申請は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 申請には、次の事項を記載しなければならない。

1. 登録されている地理的表示又は原産地名称
2. 出願人の名称及び住所
3. 出願人集団の法的形態、規模、構成
4. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
5. 申請人の正当な権利を証明する事情
6. 補正の対象とする、明細書の種類
7. 請求する補正及び補正理由の陳述

(3) 上記以外に関しては、第 48 条から第 51 条まで及び理事会規則(EU)No. 1151/2012 第 53 条(2)第 1 文を適用する。

第 53 条 取消請求

(1) 理事会規則(EU)No. 1151/2012 第 54 条(1)に基づく、登録された地理的表示又は原産地名称に関する取消請求は、ドイツ特許商標庁が発行する様式を使用してしなければならない。

(2) 請求は、次の事項を記載しなければならない。

1. 取消の対象とする地理的表示又は原産地名称
2. 請求人の名称及び住所

3. 代理人が選任されている場合は、代理人の名称及び住所
4. 請求人の正当な権利を証明する事情
5. 取消理由

第 54 条 ファイルの閲覧

ドイツ特許商標庁は、理事会規則(EU)No. 1151/2012 に従う手続におけるファイルの閲覧を許可する。

第7部 最終規定

第56条 本規則の施行時の経過規定

本規則の施行前に行われた商標出願については、2003年9月1日の規則により最終改正された1994年11月30日の商標規則を適用する。

第57条 今後の改正についての経過規定

本規則に対する改正の施行前に行われた商標出願については、その日付までの適用版における本規則の規定を適用する。

第58条 施行、廃止

本規則は2004年6月1日に施行する。同日付で、2003年9月1日の規則により最終改正された1994年11月30日の商標規則は廃止する。